

鹿児島工業高等専門学校契約審査委員会設置要項

平成24年 7月 1日
校 長 裁 定

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第15条第1項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における契約に関する重要事項を審査するため、契約審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 取扱規則第15条第2項の規定により意見を求められた事項
- 二 取扱規則第32条第4項の規定により意見を求められた事項
- 三 その他本校の契約案件に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務部長
- 二 総務課長
- 三 総務課課長補佐（財務担当）
- 四 財務係長
- 五 契約担当係長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成24年7月1日から施行する。